

平成30年度 木造住宅耐震化のための補助制度

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅のうち、市の無料耐震診断で、**総合評点0.7未満（倒壊する可能性が高い）**と診断された住宅について、予算の範囲内で、次の1～3に要する費用の一部を補助します

※ 補助については、**契約・着手する前に事前申請（事業計画承認申請）**が必要です

1. 耐震補強計画の補助（同一棟1回限りとします）

【補助の要件】 次の①、②の全てに該当すること

耐震補強計画の費用の2/3（上限8万円）

- ① 市の無料耐震診断で、**総合評点0.7未満（倒壊する可能性が高い）**と診断されたもの
- ② 耐震補強計画者が所定の耐震診断マニュアルに基づき作成し、総合評点0.7未満を**1.0以上に向上させた耐震補強計画**で、第三者の判定を受けたもの

※ 耐震補強計画者とは、三重県木造住宅耐震診断講習などの受講修了者で、建築士事務所登録をした建築士事務所に所属する建築士をいう
※ 第三者の判定とは、一般診断法の場合は、複数の耐震補強計画者の判定とし、精密診断法の場合は、学識経験者を含む判定会の判定とする

2. 耐震補強工事の補助（同一敷地内にある住宅1棟1回限りとします）

【補助の要件】 次の①～③の全てに該当すること

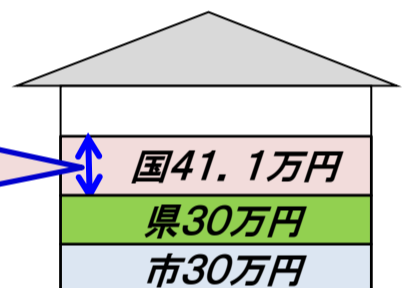
- ① 現に居住している、または居住が見込まれる木造住宅
- ② 上記1.耐震補強計画に基づき、**総合評点1.0以上**とする補強工事で、三重県木造住宅耐震診断講習などの受講修了者が補強後の耐震性を確認したもの
- ③ 4月1日から翌年1月31日の間に市へ事業計画承認申請を行い、同年3月1日までに事業完了報告兼補助金交付申請を行ったもの（**年度をまたいだものは対象外**）

【補助金の額】 次の(1)または(2)のいずれかの額となります

(1)平成30年3月31日以前に上記1. 耐震補強計画を実施
補強工事の費用の11.5%（上限41.1万円）を
補強工事の費用の2/3（上限60万円）に上乗せ

補助金最大101.1万円

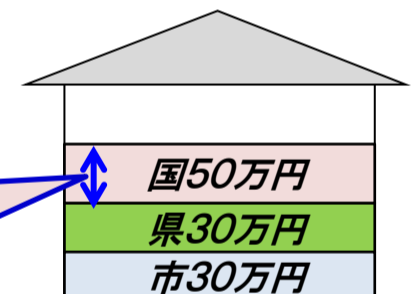
(1)【国補助金の上乗せ】
補強工事の費用×11.5%
（上限41.1万円）を
県と市の補助金に上乗せ



(2)平成30年4月1日以降に上記1. 耐震補強計画を実施
補強工事の費用の40%（上限50万円）を
補強工事の費用の2/3（上限60万円）に上乗せ

補助金最大110万円

(2)【国補助金の上乗せ】
補強工事の費用×40%
（上限50万円）を
県と市の補助金に上乗せ



さらに、耐震補強工事と同時に行う下記のリフォーム工事は、その費用の1/3(上限20万円)を(1)または(2)の補強工事の補助金に上乗せ

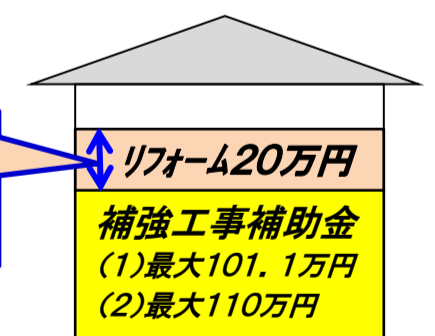
(1)補助金最大121.1万円

(2)補助金最大130万円

【リフォーム補助の要件】 次の①～④の全てに該当すること

- ① 県内に本店・支店・営業所がある工事業者が施工するもの
- ② 補強工事に含まれる改修工事以外の増改築・リフォーム工事
- ③ 門・塀・造園などの外構工事でないもの
- ④ ほかの公的補助金(利子補給補助を含む)、介護保険から支給される工事でないもの

リフォーム費用の1/3
（上限20万円）を
上乗せ



3. 除却工事の補助（同一敷地内にある住宅1棟1回限りとします）

【補助の要件】 次の①に該当すること

除却工事の費用の2/3（上限10万円または上限20万円）

- ① 市の無料耐震診断で、**総合評点0.7未満（倒壊する可能性が高い）**と診断された住宅の除却工事（**部分的に除却するものは対象外**）

※ 費用の2/3で上限10万円まで補助できますが、4月1日から翌年1月31日の間に市へ事業計画承認申請を行い、同年3月1日までに事業完了報告兼補助金交付申請を行ったものに限り、費用の2/3で上限20万円まで補助できます